

埼玉県ダンススポーツ連盟内規

平成24年4月1日

第1条（目 的）

本内規は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下、J D S Fという）の組織統合に伴い埼玉県ダンススポーツ連盟（以下、本連盟という）の円滑な運営を図ることを目的として、本連盟規約に準じて扱うものとする。

第2条（理事会承認の加盟団体）

本連盟は、埼玉県ダンススポーツクラブ（以下、埼玉D S Cという）を、本連盟規約第6条第1項に定める理事会で承認された加盟団体とする。

第3条（埼玉D S C）

埼玉D S Cは、旧日本アマチュア競技ダンス連盟埼玉県支部が解散して移行されたものであり、その構成員となる資格は、J D S Fの決定に従う。

第4条（埼玉D S Cからの総会構成メンバー）

本連盟の総会の構成員は、本連盟に加盟している市町村組織等からの代表者及び埼玉D S Cの代表者とし、埼玉D S Cからの代表者は、市町村組織等からの代表者総数以下の範囲で埼玉D S Cにて決定する。

第5条（埼玉D S C所属会員から本連盟への年度会費納入方法）

埼玉D S Cに所属する会員から本連盟への年度会費納入は、J D S Fが認める金額及び方法による。

第6条（業務調停委員会）

本連盟に、加盟団体から要求があった場合には理事会と並列の立場で業務調停委員会（以下、委員会という）を設置する。

2. 委員会は、市町村の連合体組織等からの代表と埼玉D S Cの代表との各3名以上の同数によって構成し、本連盟の組織運営に関して、特に組織統合に起因する問題が生じた場合に理事会に対して調整を行なうものとする。

3. 理事会に対する委員会の調整で合意に達しない場合は、委員会からJ D S Fに提訴を行ない、J D S Fの決定を受け、本連盟の理事会はこれに従うものとする。

第7条（本内規の改廃）

本内規の改廃は、本連盟理事会での議決を経た後、J D S Fによって承認された場合に実施する。

付則 1 本内規は、平成11年2月11日より施行する。

2 平成15年4月1日 一部改正。

3 平成24年4月1日 一部改正。